

官報 号外 平成六年六月十日

○ 第百二十九回 参議院会議録第二十一号

平成六年六月十日(金曜日)

午後零時三十一分開議

- 一、特定都市鐵道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議事日程 第二十号

平成六年六月十日

午後零時三十分開議

第一 國務大臣の報告に関する件(衆議院議員選舉区画定審議会の「区割り案の作成方針」に

関する報告について)

第二 葉事法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第五まで

一、放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

以後審議を進められ、去る六月一日、「区割り案の作成方針」を取りまとめられたところであります。

審議会の運営、審議は、委員の合議に基づき行われるものであります。その庶務は自治省において処理することとされており、当職から「区割り案の作成方針」について御報告申し上げるものであります。

以下、その全文を申し上げます。
区割り案の作成方針

一、区割り基準

(一) 各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようになることを基本とする。

(イ) 各選挙区の人口は、全国の議員一人当たり人口の三分の二から三分の四までとし、全国の議員一人当たり人口の三分の四を上回る選挙区は設けないものとし、下回る選挙区はできるだけ設けないものとする。

(ロ) 各選挙区の人口は、当該都道府県の議員一人当たり人口の三分の二から三分の四までとする。

(ハ) 都道府県の議員一人当たり人口が全国の議員一人当たり人口の三分の二を下回る都道府県にあっては、各選挙区の人口ができるだけ均等にするものとする。

(四) 選挙区は、飛地にしないものとする。

(五) 地勢、交通、歴史的沿革その他の自然的・社会的条件を総合的に考慮するものとする。

(一) 都道府県の区域を地域区分するに当たつては、現行の衆議院議員の選挙区の区域を手がかりとする。

この場合において、現行選挙区の区域又は二以上の現行選挙区の区域をあわせた区

割するものとする。

(イ) 市区の人口が全国の議員一人当たり人口の三分の四を超える場合

(ロ) 市区の人口が当該都道府県の議員一人当たり人口の三分の四を超える場合

(ハ) 当該都道府県の人口最大の市の区域をもつて単独の選挙区としたときに全国の議員一人当たり人口の三分の二を下回る選挙区が生じることを避けるため

(ニ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ミ) 郡(北海道にあっては支庁)の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、郡の区域は分割する」とがであるものとする。

(イ) (一)に沿った選挙区を設けるために必要な場合

(ロ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ハ) 郡の区域が現に他の郡市により分断されている場合又は郡の区域に離島を含む場合

(四) 選挙区は、飛地にしないものとする。

(五) 地勢、交通、歴史的沿革その他の自然的・社会的条件を総合的に考慮するものとする。

(一) 都道府県の区域を地域区分するに当たつては、現行の衆議院議員の選挙区の区域を手がかりとする。

この場合において、現行選挙区の区域又は二以上の現行選挙区の区域をあわせた区

域に二以上の選舉区を設けるときは、その区域の地理上の周辺部から、順次、当該区域の議員一人当たり人口を中途とし、かかる割り基準に適合するよう、選舉区を設けていくものとする。

(1) 作業の結果得られた区割り案が合理的かつ整合性のとれたものになっていかるかどうかの総合的な検討を行うものとする。

以上をもちまして御報告を終わります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 日程第二 薬事法の一部を改正する法律案

日程第三 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長会田長栄君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○会田長栄君 恒例の議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、薬事法の一部を改正する法律案は、近年における医療用具の多様化及び高度化の状況等にかんがみ、医療用具の品質、有効性及び安全性を確保するため、医療用具の製造業の許可基準の改善、再審査及び再評価の制度の導入並びに特定医療用具に関する記録の作成及び保存の制度の新設

を行ふとともに、医療用具の製造の承認審査の事務の一部を指定調査機関に行わせる等の措置を講じようとするものであります。

次に、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案は、最近における伝染病の発生状況、医学医療の進歩、生活環境の改善、予防接種に関する国民の意識の変化等にかんがみ、予防接種の対象疾患、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を充実しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査

し、医療用具による被害の実態、薬事法による医療用具規制の効果、予防接種の努力義務化の影響、安全な予防接種実施体制の整備等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終りましたところ、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案に対し、大島理事より、自由民主党・日本社会党・護憲民主連合・新緑風会・公明党・国民会議・日本共産党の五会派共同提案に係る修正案が提出されました。

修正案の要旨は、この法律の施行後五年を目途として、疾病の流行の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生状況その他新法の規定の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることです。

本案を委員長報告のとおり修正議決する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔賛成者起立〕

次に、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本案の委員長報告は修正議決報告でございま

す。

本案を委員長報告のとおり修正議決する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決されました。

次いで、順次採決の結果、薬事法の一部を改正

する法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案に対する修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

案はいずれも全会一致をもつて可決され、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

村五男君

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○野村五男君 登壇、拍手

につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、急速な高齢化が進展している状況のもとで、高年齢者の安定した雇用を確保し、その職業生活の充実を図るため、六十歳未満の定年を定めることを禁止するとともに、定年後の継続雇用制度の導入を促進するための措置を講ずるほか、高齢期における職業生活の設計の援助、高齢者に係る労働者派遣事業の特例、職業経験により得た知識や技能を生かした短期的な雇用機会の確保等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、高齢化社会における労働者の派遣のあり方、日本の雇用慣行についての展望、労働者派遣事業の特例が高齢者雇用に及ぼす影響、出向や早期退職優遇制度と六十歳定期年制の関係、労働者派遣事業の特例が高齢者雇用に及ぼす影響、継続雇用制度の普及の方途等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 日程第四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長野

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第五 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長中曾根弘文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○中曾根弘文君登壇、拍手〕

○中曾根弘文君 ただいま議題となりました特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、オゾン層破壊の進行と問題に対する科学的知見を背景としたセントリオール議定書の改正に応じて国内規制体制を整備しようとするもので、製造の規制対象となる特定物質を政令で定め、新たに特定物質を追加するとともに、製造が全廃された後も特定用途に限り特例として一定量の特定物質の製造を認める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定物質の規制スケジュール、回取・再利用システムの構築、中小企

業支援策等の諸問題について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

○議長(原文兵衛君) 本法律案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とする」とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長森鶴子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔森鶴子君登壇、拍手〕

○森鶴子君登壇、拍手〕

○議長(原文兵衛君) ただいま議題となりました放送番組

つきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、有線放送を含めた放送に関する国民の需要の多様化に伴い、おのおのその特色を生かしたことから、多様な番組の制作に資する放送番組素材利用促進事業を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、放送番組素材の収集・制作のあり方、放送番組ソフト振興のための環境整備の方策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終り、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

○議長(原文兵衛君) 本法律案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、本法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とする」とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

○議長(原文兵衛君) 本法律案は全会一致をもつて可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長和田教美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○和田教美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、首都圏を初めとする大都市圏における通勤・通学時の鉄道の混雑率がいまだ高い水準にあり、この通勤ラッシュの緩和が社会的に強く要請されていることから、都市鉄道の計画的な輸送力の増強をさらに一層促進するため、本法律案は、首都圏を初めとする大都市圏における通勤・通学時の鉄道の混雑率がいまだ高い水準にあり、この通勤ラッシュの緩和が社会的に強く要請されていることから、都市鉄道の計画的な輸送力の増強をさらに一層促進するため、本法律案は、首都圏を初めとする大都市圏における通勤・通学時の鉄道の混雑率がいまだ高い水準にあり、この通勤ラッシュの緩和が社会的に強く要請されていることから、都市鉄道の計画的な

輸送力の増強をさらに一層促進するため、本法律案は、首都圏を初めとする大都市圏における通勤・通学時の鉄道の混雑率がいまだ高い水準にあり、この通勤ラッシュの緩和が社会的に強く要請されていることから、都市鉄道の計画的な

平成六年六月十日 参議院会議録第二十一号

よって、本案は可決されました。

午後零時五十二分散会

出席者は左のとおり

議員
議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

左のとおり。	松谷 葉一郎君	矢野 哲朗君	原 文兵衛君	山本 溝子
副議長	赤桐 摂君	吉村剛太郎君	大島 河本	利宗
上野	南野知恵子君	野間 起君	真島	一里
岡	清水 達雄君	鹿熊 安正君	小野 清子	貞敏
河本	須藤良太郎君	鎌田 要人君	木宮 鈴木	和幸
三郎	成瀬 守重君	石渡 清元君	斎藤 青木	文夫
利宗	片山虎之助君	陣内 孝雄君	倉田 菅野	有信
慶久	清水嘉与子君	野沢 太三君	永田 寛之	幹雄
安	佐藤 泰三君	井上 章平君	高木 雄立	富雄
伊江	柳川 哲夫君	二木 秀夫君	上野 正昭	正昭
朝雄君	村上 菲夫君	宮崎 秀樹君	坂野 重信	重信
林田悠紀夫君	大木 弘君	竹山 裕君	井上 卓吉	卓吉
井上 浩君	正邦君	杏掛 哲男君	平井 雄文	雄文
北	宮澤 吉川	西田 吉宏君	峰崎 仁	仁
大河原太一郎君	芳勇君	増岡 康治君	中尾 则義	則義
修二君	遠藤 田沢	森山 真弓君	鈴木 栄治	栄治
一精君	要君	吉川 智治君	川橋 姬名	姬名
狩野	澤田	吉川 幸子君	谷橋 老	老
河本	一精君	種田 譲	谷本 晓子	曉子

新間 等原 佐藤 加藤 野村 五男君 関根 静雅君 紀文君
潤一君 正次君 下稻葉耕吉君 志村 哲良君 吉田 達男君
喜岡 淳君 中曾根弘文君 佐々木 満君 久世 公義君
上杉 孝治君 松浦 石井 道子君 光弘君
國部 三郎君 斎藤 十朗君 鈴木 省吾君
下条進一郎君 前田 勇男君 板垣 正君 岩崎 昭介君
栗原 君子君 安恒 紀平 薬科 利和君
山田 紀良 佛子君 健一君 满治君
会田 長榮君

千葉 梓崎 渡辺
小川 角田 潤上 本岡
仁一君 四郎君 年子君
梶原 敬義君 景子君
及川 一大君 昭次君
矢田部 理君 駒
山崎 順子君 勝
直鳩 正行君 男君
三重野 栄子君 勝
莊司 菲男君 信也君
萩野 浩基君 也君
北村 哲夫君 也君
釘宮 翠君 也君
井上 哲夫君 也君
星野 朋市君 也君
稻村 稔夫君 也君
栗森 貞子君 也君
笠野 良平君 也君
足立 稔君 也君
穗山 喬君 也君
古川 太三郎君 也君
林 寛子君 也君
勝木 陳平君 也君
野末 英行君 也君
瀬谷 健司君 也君

竹村	泰子君	一井	淳治君	山本	久八重子君	前畠	幸子君	村田	誠静君	久保田	真田君	浜本	万三君	鈴木	和美君	小島	志苦	裕君	河本	英典君	上山	和人君	江本	孟紀君	武田邦太郎君	長谷川	清君	野別	隆俊君	乾	晴美君	小林	貞夫君	平野	菅野	磯村	久光君	松前	山人君	星川	秀昭君	村沢	治君	池田	牧君	田村	秀次君	青木	保松君	中村	銳一君
----	-----	----	-----	----	-------	----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	--------	-----	----	----	-----	---	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----

國務大臣	荒木	石井
西川	清寛君	一二君
山下	潔君	
高崎		
武田		
青島		
中川	裕子君	
林	榮一君	
吉川	節子君	
白浜	幸男君	
下村	紀子君	
牛鳴	一良君	
春子君	嘉美君	
片上	泰君	
公人君		
喜屋武真榮君		
橋本		
矢原		
秀男君		
及川		
順郎君		
有効君		
正治君		
吉田		
之久君		
大久保直彦君		
黒柳		
明君		
立木		
厚生大臣		
郵政大臣		
通商產業大臣		
自治大臣		

永野	茂門君	西山登紀子君	西山	風間
國弘	正矩君	浜四津敏子君	浜四津	翫
寺崎	昭久君	猪熊重三君	猪熊	翫
木庭健太郎君	刈田貞子君	猪木久江君	猪木	正見
常松克安君	三石寛至君	猪木寛至君	猪木	正見
統訓弘君	田英夫君	常松英夫君	常松	正見
山田勇君	中西珠子君	和田教美君	和田	正見
高桑洋君	吉岡吉典君	鶴岡洋君	鶴岡	正見
上田耕一郎君	仲明君	勝之君	日笠	二見
石井一君	邦夫君			英次郎君
大内啓伍君				烟

官報 (号外)

議長の報告事項
一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
文教委員

辞任 上山 和人君 楠川 瑞穂子君
厚生委員 辞任 横尾 和伸君 楠川 瑞穂子君
農林水産委員 辞任 風間 視君 中川 嘉美君
商工委員 辞任 楠川 瑞穂子君 上山 和人君
運輸委員 辞任 楠川 瑞穂子君 中川 嘉美君
通信委員 辞任 楠川 瑞穂子君 上山 和人君
労働委員 辞任 楠川 瑞穂子君 中川 嘉美君
予算委員 辞任 楠川 瑞穂子君 上山 和人君
航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第一号)
(閣條第二号)
(閣條第三号)
(閣條第四号)

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
許可し、その補欠を指名した。

辞任 上山 和人君 楠川 瑞穂子君
環境特別委員 辞任 横尾 和伸君 中川 嘉美君
外務委員会に付託 荒木 清寛君 横尾 和伸君
利和君 肥田美代子君

決算委員
辯任 楠川 瑞穂子君
補欠

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主义共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第一五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第九号)

証券取引法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

農業改良助長法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

農林水産委員会に付託 放送法の一部を改正する法律案(閣法第七五号)

通話委員会に付託 平成六年度一般会計予算(閣予第四号)

平成六年度政府関係機関予算(閣予第五号)

予算委員会に付託 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案(閣法第一号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を労働委員会に付託した。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

船員法の一部を改正する法律案

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際競争の振興に関する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辯任 北村 哲男君 横本 敦君 古川 太三郎君
補欠 上山 和人君 市川 正一君

辯任 池田 治君

辯任 菅野 久光君 及川 一夫君

辯任 中川 嘉美君 武田 節子君

平成六年六月十日 参議院会議録第二十一号 議長の報告事項
議長の報告事項 一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 文教委員
辞任 上山 和人君 楠川 瑞穂子君 厚生委員 辞任 横尾 和伸君 中川 嘉美君 農林水産委員 辞任 風間 視君 中川 嘉美君 商工委員 辞任 楠川 瑞穂子君 上山 和人君 運輸委員 辞任 楠川 瑞穂子君 中川 嘉美君 通信委員 辞任 楠川 瑞穂子君 上山 和人君 労働委員 辞任 楠川 瑞穂子君 中川 嘉美君 予算委員 辞任 楠川 瑞穂子君 上山 和人君 航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第一号) (閣條第二号) (閣條第三号) (閣條第四号)
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 許可し、その補欠を指名した。
辞任 上山 和人君 楠川 瑞穂子君 環境特別委員 辞任 横尾 和伸君 中川 嘉美君 外務委員会に付託 荒木 清寛君 横尾 和伸君 利和君 肥田美代子君

外 報 号

具」を加え、同条を第十四条の四とし、第十四条

の二の次に次の二条を加える。

(指定調査機関による調査の実施)

第十四条の三 厚生大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」といふ。)に、医療用具(専ら動物のために使用されることが目的とされるもの)を除く。以下この条において同じ。)に

用する場合を含む。)の規定による調査のうち政令で定めるものの全部又は一部を行わせることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、厚生大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して第十四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による審査を行わなければならない。

3 厚生大臣が第一項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、医療用具について第十四条第一項又は第六項の承認を受けようとする者は、指定調査機関が行う調査について、同条第一項及び第六項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、指定調査機関に申請しなければならない。

4 指定調査機関は、前項の申請に係る調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を厚生省令で定めるところにより厚生大臣に通知しなければならない。

5 指定調査機関については、前条第五項の規定

を準用する。

第十六条中「医薬品」の下に「又は医療用具」を加える。

「第十九条の二第四項中「及び第十四条の二」を「第十四条の二及び第十四条の三」に改め、同条第五項中「第十四条の二」の下に「及び第十四条の三」を加える。

「第十九条の四中「第十四条の三及び第十四条の四」を「第十四条の四及び第十四条の五」に改める。

「第十四条の四」に、「第十四条の四」を「第十四条の五」に改める。

「第十四条の二の見出し中「にわたる製造」を「にわたる製造等」に改め、同条中「又は化粧品」を「化粧品又は医療用具」に改め、「場合」の下に「及び医療用具の製造の内容が既存の医療用具の修理である場合」を加える。

第四章の次に次の二章を加える。
 第四章の二 指定調査機関
 (指定)
 第二十三条の二 第十四条の三第一項の規定による指定は、厚生省令で定めるところにより、第十四条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下この章において「調査」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)
 第二十三条の三 厚生大臣は、前条の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、第十四条の三第一項の指定をしてはならない。

一 厚生省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が調査を実施し、その数が厚生省

令で定める数以上であること。

二 調査のための設備、調査の業務の実施の方

法その他の事項についての調査の業務の実施に関する計画が調査の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三 前号の調査の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎があること。

四 調査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによって調査の業務が不公正になるおそれがないこと。

五 厚生大臣は、前条の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条の三第一項の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十一条の規定により設立された法人以外の者が不公正になるおそれがないこと。

二 厚生大臣は、前条の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条の三第一項の指定をしてはならない。

三 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(調査の義務等)
 第二十三条の五 指定調査機関は、調査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならぬ。

2 指定調査機関は、調査を行うときは、厚生省令で定める方法に従い、第二十三条の三第一項第一号に規定する者(次条において「調査員」という。)に調査を実施させなければならない。

(役員等の選任及び解任)
 第二十三条の六 調査の業務に従事する指定調査機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定調査機関は、調査員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3 厚生大臣は、指定調査機関の役員又は調査員が、この法律その他業事に関する法令、これにより解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者であること。

4 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十三条の六第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十三条の四 厚生大臣は、第十四条の三第一項の指定をしたときは、指定調査機関の名称及び主たる事務所の所在地、指定調査機関が行う調査の業務の範囲並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

4 調査のための設備、調査の業務の実施の方

法その他の事項についての調査の業務の実施に関する計画が調査の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

5 前号の調査の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎があること。

6 調査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによって調査の業務が不公正になるおそれがないこと。

7 厚生大臣は、前条の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条の三第一項の指定をしてはならない。

8 指定調査機関は、調査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならぬ。

9 2 指定調査機関は、調査を行うときは、厚生省令で定める方法に従い、第二十三条の三第一項第一号に規定する者(次条において「調査員」という。)に調査を実施させなければならない。

10 (役員等の選任及び解任)
 第二十三条の六 調査の業務に従事する指定調査機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

11 2 指定調査機関は、調査員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

12 3 厚生大臣は、指定調査機関の役員又は調査員が、この法律その他業事に関する法令、これにより解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者であること。

13 4 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十三条の六第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

官報(号外)

指定調査機関に対し、その役員又は調査員を解任すべき」とを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第二十三条の七 調査の業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(調査業務規程)

第二十三条の八 指定調査機関は、厚生省令で定める調査の業務の実施に関する事項についての業務規程(以下「調査業務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 厚生大臣は、前項の認可をした調査業務規程が調査の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができ

(事業計画の認可等)

第二十三条の九 指定調査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十四条の三第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生大臣に提出しなければならない。(帳簿の備付け等)

第二十三条の十 指定調査機関は、厚生省令で定

めるところにより、帳簿を備え付け、これに調査の業務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十三条の十一 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第二十三条の十二 指定調査機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十三条の十三 厚生大臣は、指定調査機関が第二十三条の三第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

(事業計画の認可等)

第二十三条の九 指定調査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十四条の三第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生大臣に提出しなければならない。(帳簿の備付け等)

第二十三条の十 指定調査機関は、厚生省令で定

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 厚生大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定等の条件)

第二十三条の十四 第十四条の三第一項、第二十

三条の六第一項、第二十三条の八第一項、第二

十三条の九第一項又は第二十三条の十二第一項

の規定による指定、認可又は許可には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、指定、認可又は許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(厚生大臣による調査の業務の実施)

第二十三条の十五 厚生大臣は、指定調査機関が

第二十三条の十二第一項の許可を受けて調査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第二

十三条の十三第二項の規定により指定調査機関

に対し調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定調査機関が天災その他の事由により調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該調査の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により調査の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた調査の業務の全部若しくは一部を行わないと示しなければならない。

2 指定調査機関の指定する医療用具は、厚生大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売し、賃貸し、授与し、

3 厚生大臣が第一項の規定により調査の業務を行ふこととし、調査の業務の廃止に係る第二十

三条の十一第一項の許可をし、又は第二十三条の十三第一項若しくは第二項の規定により指定調査機関の指定を取り消した場合における調査の業務の引き継ぎその他の必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 医薬品及び医療用具の販売業を「第二十九条の見出し中「販売業」の下に「及び賃貸業」を加え、同条第一項中「販売しようとする者」を「販売し、又は賃貸しようとする者」に、「又は販売業者」を「又は販売業者若しくは賃貸業者」に改める。

第三十九条の見出し中「販売業」の下に「及び賃貸業」を加え、同条第一項中「販売しようとする者」を「販売し、又は賃貸しようとする者」に、「又は販売業者」を「又は販売業者若しくは賃貸業者」に改める。

第四十条中「販売業については、」を「販売業又は賃貸業については、第九条の二及び」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の二中「薬局における医薬品の試験検査の実施方法、薬局の管理者の義務の遂行のための配慮事項」とあるのは、「販売業者又は賃貸業者の営業所における医療用具の品質の確保の方法」と読み替えるものとする。

第四十三条第一項中「又は医療用具」を削り、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 厚生大臣の指定する医療用具は、厚生大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売し、賃貸し、授与し、

又は販売、賃貸若しくは授与の目的で貯蔵し、

若しくは陳列してはならない。ただし、厚生省

令で別段の定めをしたときは、この限りでな

い。

第六十三条の次に次の二条を加える。

(添付文書等の記載事項)

第六十三条の二 医療用具は、これに添付する文

書又はその容器若しくは被包に、次に掲げる事

項が記載されていなければならない。ただし、

厚生省令で別段の定めをしたときは、この限り

でない。

一 使用方法その他使用及び取扱い上の必要な

注意

二 厚生大臣の指定する医療用具にあつては、

その保守点検に関する事項

三 第四十二条第二項の規定によりその基準が

定められた医療用具にあつては、その基準に

おいてこれに添付する文書又はその容器若し

くは被包に記載するよう定められた事項

四 前三号に掲げるもののほか、厚生省令で定

める事項

第六十四条中、「第五十二条から」を「第五十

三条から」に改め、「第五十二条第三号中「第四

十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と

を削り、「第六十四条において準用する第五十二

条」を「第六十三条の二」に、「又は第六十四条に

おいて準用する第五十二条から第五十四条まで」

を、「第六十三条の二又は第六十四条において準用する第五十三条若しくは第五十四条」と、「販売し、授与し、又は販売、賃貸」に改める。

第六十五条中「販売し」の下に「賃貸し」を、

「又は販売」の下に「賃貸」を加える。

第六十九条第一項中「若しくは販売業者」の下に

「医療用具の賃貸業者」を、「取り扱う者」の下に

「又は第七十七条の五第四項の委託を受けた者」を

「又は販売」の下に「又は第二項」

を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」

を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中

「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項と

2 厚生大臣は、必要があると認めるときは、指

定調査機関に対し、調査の業務又は経理の状

況に關し、報告をさせ、又は当該職員に、指定

の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ

ることができる。

第六十九条の二中「若しくは販売業者」の下に

「医療用具の賃貸業者」を、「国内管理人」の下に

「第七十七条の五第四項の委託を受けた者」を加

え、「化粧品又は」を「化粧品若しくは」に、「又は

授与」を「若しくは授与又は医療用具の貯蔵」に改

めることができる。

第七十条中「陳列されている医薬品若しくは医

療用具」を「陳列されている医薬品」に、「授与され

た医薬品若しくは医療用具」を「授与された医薬

品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若し

くは陳列されている医療用具、同項の規定に違反

して販売され、賃貸され、若しくは授与された医

療用具」に改める。

第七十二条中「又は医薬品若しくは」を「医薬

品の販売業者又は」に改め、「医療用具の販売業者」の下に「若しくは賃貸業者」を加える。

第七十二条の三中「又は化粧品」を「化粧品又

は医療用具」に、「若しくは化粧品」を「化粧品若

しくは医療用具」に改め、「第六十二条において準

用する場合を含む。」の下に「若しくは第六十五

条」を加える。

第七十四条の二第三項第一号中「第十四条の三

第一項又は第十四条の四第一項」を「第十四条の四

第一項又は第十四条の五第一項」に改める。

第七十五条第一項中「又は医薬品若しくは」を

「医薬品の販売業者又は」に改め、「医療用具の

販売業者」の下に「若しくは賃貸業者」を加える。

第七十五条第一項中「又は医薬品若しくは」を

「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項

又は第十四条の五第一項」に改める。

第七十七条の三第一項中「受けた者」の下に

「医療用具の販売業者若しくは賃貸業者」を加

え、「医療用具の賃貸業者」を、「国内管理人」の下に

「第七十七条の五第四項の委託を受けた者」を加

え、「化粧品又は」を「化粧品若しくは」に、「又は

授与」を「若しくは授与又は医療用具の貯蔵」に改

めることができる。

第七十条中「陳列されている医薬品若しくは医

療用具」を「陳列されている医薬品」に、「授与され

た医薬品若しくは医療用具」を「授与された医薬

品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若し

くは陳列されている医療用具、同項の規定に違反

して販売され、賃貸され、若しくは授与された医

療用具」に改める。

第七十二条中「又は医薬品若しくは」を「医薬

品の販売業者又は」に改め、「医療用具の販売業者」の下に「若しくは賃貸業者」を加える。

第七十二条の三中「又は化粧品」を「化粧品又

は医療用具」に、「若しくは化粧品」を「化粧品若

しくは医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者

は、医薬品及び医療用具の適正な使用を確保す

るため、相互の密接な連携の下に第一項の規定

により提供される情報の活用（第六十三条の二

第二号の規定による指定がされた医療用具の保

守点検の適切な実施を含む。）その他必要な情報

の収集、検討及び利用を行うことに努めなければ

ばならない。

第七十七条の四の次に次の二条を加える。

(特定医療用具に関する記録の作成及び保存)

第七十七条の五 人の体内に植え込む方法で用い

られる医療用具その他の医療を提供する施設以

外において用いられることが想定されている医

療用具であつて保健衛生上の危害の発生又は拡

散者、医療用具の製造業者、販売業者若しくは賃貸

業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設

の開設者に対し、業として、医療用具を販売し又

は授与するもの又は業局開設者、病院、診療所若

しくは飼育動物診療施設の開設者に対し、業とし

て、医療用具を貯蔵するものに限る。次項におい

て「医療用具の卸販売業者等」という。)を加え、

「医薬品若しくは医療用具の販売業者」を「医薬品

の販売業者、医療用具の販売業者若しくは賃貸業

者」に改め、「情報」の下に「(第六十三条の二第二

号の規定による指定がされた医療用具の保守点検

に関する情報を含む。次項において同じ。)」を加

え、同条第二項中「医薬品若しくは医療用具の販

売業者」を「医薬品の販売業者、医療用具の販売業

者若しくは賃貸業者」に改め、「受けた者」の下に

「医療用具の卸販売業者等」を加え、同条に次

の二項を加える。

3 薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又

は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者

は、医薬品及び医療用具の適正な使用を確保す

るため、相互の密接な連携の下に第一項の規定

により提供される情報の活用（第六十三条の二

第二号の規定による指定がされた医療用具の保

守点検の適切な実施を含む。）その他必要な情報

の収集、検討及び利用を行うことに努めなければ

ばならない。

第七十七条の四の次に次の二条を加える。

(特定医療用具に関する記録の作成及び保存)

第七十七条の五 人の体内に植え込む方法で用い

られる医療用具その他の医療を提供する施設以

外において用いられることが想定されている医

療用具であつて保健衛生上の危害の発生又は拡

散者、医療用具の製造業者、販売業者若しくは賃貸

業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設

の開設者に対し、業として、医療用具を販売し又

は授与するもの又は業局開設者、病院、診療所若

しくは飼育動物診療施設の開設者に対し、業とし

て、医療用具を貯蔵するものに限る。次項におい

て「医療用具の卸販売業者等」と総称する。)は、特

定医療用具の植込みその他の使用の対象者(次

項において「特定医療用具利用者」という。)の氏

名、住所その他の厚生省令で定める事項を記載

した記録を作成し、かつ、これを適切に保存し

なければならない。

2 特定医療用具を取り扱う医師その他の医療関

係者は、その担当した特定医療用具利用者に係

る前項に規定する厚生省令で定める事項に関する

情報を、直接又は特定医療用具の販売業者、

輸入販売業者等に提供するものとす

平成六年六月十日 参議院会議録第一十一号 薬事法の一部を改正する法律案

九

る。ただし、特定医療用具利用者がこれを希望しないときは、この限りでない。

3 特定医療用具の販売業者、賃貸業者又は輸入販売業者は、製造承認取得者等の行う記録の作成及び保存の事務（以下「記録の作成等の事務」という。）が円滑に行われるよう、特定医療用具を取り扱う医師その他の医療関係者に対する説明その他の必要な協力を行わなければならぬ。

4 製造承認取得者等は、その承認を受けた特定医療用具の一の品目のすべてを取り扱う販売業者その他の厚生省令で定める基準に適合する者に対し、記録の作成等の事務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、製造承認取得者等は、あらかじめ、厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければならない。

5 製造承認取得者等、特定医療用具の販売業者、賃貸業者若しくは輸入販売業者若しくは前項の委託を受けた者又はこれらの役員若しくは職員は、正当な理由なく、記録の作成等の事務に関しその職務上知り得た人の秘密を漏らしても、同様とする。

6 前各項に定めるものほか、記録の作成等の事務に関し必要な事項は、厚生省令で定める。（指導及び助言）

第七十七条の六 厚生大臣又は都道府県知事は、製造承認取得者等、前条第四項の委託を受けた者、特定医療用具の販売業者、賃貸業者若しくは輸入販売業者又は特定医療用具を取り扱う医師その他の医療関係者に対し、記録の作成等の

事務について必要な指導及び助言を行うことができる。

第七十八条第一項第四号中「第十四条の三」を「第十四条の四」に改め、同項第五号中「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者又は輸入販売業者に係る」を削り、同条に次の二項を加える。

4 第十四条の三第一項（第十九条の二第四項及び第五項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により指定調査機関が行う調査を申請する者は、当該調査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を指定調査機関に納めなければならない。

5 前項の規定により指定調査機関に納められた手数料は、指定調査機関の収入とする。

第七十九条第一項中「許可」の下に「（第二十三条の十二第二項の許可を除く。）」を加え、「附する」を付する」に改める。

第八十四条第九号中「第四十三条第一項」の下に「（及び第二項）」を加える。

第八十六条の二 第二十三条の十三第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十七条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 第七十七条の五第五項の規定に違反した者は、前項第九号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第八十八条の二 次の各号のいずれかに該当する

ときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。（賃貸業の届出に関する経過措置）

一 第二十三条の十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十三条の十二の許可を受けないで調査の業務の全部を廃止したとき。

三 第六十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定によると立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

四 第六十九条中「又は前二条」を「、第八十七条又は第八十八条」に改める。

（附則）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十四条の二の次に二条を加える改正規定（第十四条の三第四項及び第五項に係る部分を除く。）、第四章の次に一章を加える改正規定（第二十三条の二から第二十三条の四まで、第二十三条の六（第三項を除く。）、第二十三条の七から第二十三条の十一まで、第二十三条の十三及び第二十三条の十四に係る部分に限る。）、第六十九条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）及び第八十八条の次に次の二号を加える。

第二条 この法律の施行の際現に改正後の第三十条第一項の厚生大臣の指定する医療用具を業用については、同項中「あらかじめ」とあるの記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第六十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定によると立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

四 第六十九条中「又は前二条」を「、第八十七条又は第八十八条」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、改正後の第十四条の四の規定（医療用具に係る部分に限る。）、第十四条の五の規定（医療用具に係る部分に限る。）及び第七十七条の五の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 第六十九条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）及び第八十八条の次に二号に係る部分を除く。）並びに附則第六条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（厚生省設置法の一部改正）

第六条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第四十四号の次に次の二号を加える。

四十四の二 薬事法の規定に基づき、指定調査機関を指定し、指定調査機関に対し、認可その他監督を行うこと。

審査報告書

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月九日

厚生委員長 会田 長栄
参議院議長 原 文兵衛殿

附則第八条を附則第九条とし、附則第五条から附則第七条までを一条ずつ繰り下げる。
附則第四条中「第二条の規定による改正後の結核予防法(以下この条において「新結核予防法」という。)」を「新結核予防法」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第三条を附則第四条とする。

附則第一条中「第一条の規定による改正後の予防接種法(次条において「新予防接種法」という。)」を「新予防接種法」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第一条次の二条を加える。

(検討)

第一条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、疾病の流行の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生状況その他の第一項の規定による改正後の予防接種法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法律案は、最近における伝染病の発生状況、医学医術の進歩、生活環境の改善、予防接種に関する国民の意識の変化等にかんがみ、予防接種の対象疾患、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措置を充実しようとするものであり、妥当な措置と認めるが、この法律の施行後五年を目途として、疾病的流行の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生状況その他新法の規定の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の修正を行った。

本法律案は、最近における伝染病の発生状況、医学医術の進歩、生活環境の改善、予防接種の対象疾患、実施方法等を改めるとともに、予防接種による健康被害について救済の措

定による改正後の結核予防法(以下「新結核予防法」という。)の規定の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新予防接種法及び新結核予防法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三、予防接種による健康被害の発生を予防すること。

事業については、健康被害者に対する保健福祉事業については、健康被害者の実態等を十分把握し、事業の推進に努めること。

四、予防接種による健康被害者に対する保健福祉事業については、健康被害者の実態等を十分把握し、事業の推進に努めること。

右決議する。

七 破傷風

第一条第一項中第十号を削り、第十一号を第八号とする。

第二条第一項中第十一号を削り、第十二号を第号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

施体制の整備に努めること。

予防接種による健康被害の迅速な救済を図ること。

加える。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り

号とし、同号の次に次の一号を加える。

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年四月十五日

内閣総理大臣 細川 譲熙

第三条中「当該市町村の区域内に居住する者

に対する」に改め、「定める市」の下に「第九条において「保健所を設置する市」という。」

号とし、同号の次に次の二号を加える。

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

(予防接種法の一部改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 予防接種の実施(第三条・第十条)
(第十一条・第十八条)

第三章 予防接種による健康被害の救済措置

第四章 雜則(第十九条・第二十七条)

附則

第一条中「處」を「おそれ」に、「まん延」を「まん延」に改め、「寄与する」の下に「とともに」、予

4 厚生大臣は、第一項及び第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、公

衆衛生審議会の意見を聽かなければならぬ。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第六条から第八条までを削る。

第九条第一項中「痘そ、コレラその他厚生大臣が定める疾病」を「第二条第二項各号に掲げる疾病のうち厚生大臣が定めるもの」に、「予防接種を受けるべき者の範囲及び期日」を「その対象者及びその期日又は期間」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の三条を加える。

第七条 市町村長又は都道府県知事は、第三条

第一項又は前条第一項に規定する予防接種を行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行つてはならない。

第八条 第三条第一項又は第六条第一項に規定する予防接種の対象者は、第三条第一項に規定する予防接種（当該予防接種に相当する予防接種であつて、市町村長以外の者により行われるもの）を含む。次項及び第十一条第一項において「定期の予防接種」という。）又は第六

条第一項に規定する予防接種（当該予防接種に相当する予防接種であつて、同項の規定による指定があつた日以後當該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるもの）を含む。次項及び第十一条第一項において「臨時の予防接種」という。）を受けるよう努めなければならない。

ければならない。

第三条第一項又は第六条第一項に規定する予防接種の対象者が十六歳未満の者又は禁治產者であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条第一項に規定する予防接種の実施事業を保健所長に委任することができる。

第十条 市町村長第十三条までを削る。

第十四条を第十条とし、第十五条を削る。

「第三章 雜則」を「第三章 予防接種による健康被害の救済措置」に改める。

第十六条第一項中「第四条、第七条又は第十一条の規定により」を「定期の予防接種又は臨時の」に改め、「（第五条、第八条又は第十二条の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。）」を削り、「第十八条第一項」を「第十三条第一項」に改め、第三章中同条を第十三条とし、第十七条から第十九条までを五条ずつ繰り上げ、第十九条の二を第十五条とし、第十九条の三を第十六条とし、第十九条の四を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十八条 国は、第十二条第一号から第三号までに掲げる給付の支給に係る者であつて居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関する責務

を「第六条第一項」に改め、同条の前に次の章名及び一条を加える。

第四章 雜則

第十九条 国は、国民が正しい理解の下に予防接種を受けるよう、予防接種に関する知識の普及を図るものとする。

2 国は、予防接種による健康被害の発生を予防するため、予防接種事業に従事する者に対する研修の実施等必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、予防接種による健康被害の発生状況に関する調査その他予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

第一項に改める。

第二十四条から第二十七条までを次のように改める。

第三十二条の二中「第三条及び第六条」を「第三条第一項」に改める。

第十六条 事業者並びに学校及び施設の長（次条第一項及び第二項において「事業者等」という。）並びに市町村長又は都道府県知事は、第十三条各項又は第十四条に規定する予防接種を行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行つてはならない。

第十七条 第十三条第二項から第四項までのツベルクリン反応検査の対象者は、これらの規定により行われるツベルクリン反応検査（これららの規定によりそれぞれ指定された期日又は期間満了前二月以内に事業者等及び市町村長以外の者により行われるツベルクリン反応検査）であつて、第二十二条の規定に基づく省令で定める技術的基準（第三項において「検査

種を受けた者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行ひ、かつ、その反応が陰性である者に對して、定期の予防接種を行わなければならぬこと）に改め、「期日」の下に「又は期間」を加え、ただし書を削る。

第十四条中「それを受けるべき者」を「その対象者」に改め、「期日」の下に「又は期間」を加え、ただし書を削る。

第十六条から第十八条までを次のように改め

る。

（予防接種を行つてはならない者）

第十六条 事業者並びに学校及び施設の長（次条第一項及び第二項において「事業者等」といいう。）並びに市町村長又は都道府県知事は、第十三条各項又は第十四条に規定する予防接種を行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受け

ることが適当でない者として厚生省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に對して当該予防接種を行つてはならない。

（ツベルクリン反応検査及び予防接種を受け

る責務）

第十七条 第十三条第二項から第四項までのツ

ベルクリン反応検査の対象者は、これらの規

定により行われるツベルクリン反応検査（こ

れらの規定によりそれぞれ指定された期日又

は期間満了前二月以内に事業者等及び市町村

長以外の者により行われるツベルクリン反応

検査）であつて、第二十二条の規定に基づく省

令で定める技術的基準（第三項において「検査

第三条第一項及び第六条第一項に規定する予防接種の対象者又は保健所を設置する市若しくは特別区の長は、第三条第一項又は第六条第一項に規定する予防接種の実施事業を第六条とし、同条の次に次の三条を加える。

第七条 市町村長又は都道府県知事は、第三条

第一項又は前条第一項に規定する予防接種を受けるに行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対する予防接種を行つてはならない。

第八条 第三条第一項又は第六条第一項に規定する予防接種の対象者は、第三条第一項に規定する予防接種（当該予防接種に相当する予防接種であつて、市町村長以外の者により行われるもの）を含む。次項及び第十一条第一項において「定期の予防接種」という。）又は第六

条第一項に規定する予防接種（当該予防接種に相当する予防接種であつて、同項の規定による指定があつた日以後當該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるもの）を含む。次項及び第十一条第一項において「臨時

の予防接種」という。）を受けるよう努めな

第十二条第一項中「第六条及び第九条第一項」

第十二条第一項に規定する予防接種の対象者

は、第十二条第一号から第三号までを削る。

第十三条第三項ただし書を削り、同項を同条

第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え

る。

3 第四条第一項又は第三項の規定により定期の健康診断を行ふべき者は、当該健康診断の

対象者のうち前一項に規定する定期の予防接

「基準」という。)に適合するものを含む。)を受けるよう努めなければならない。

2 第十三条各項の予防接種の対象者は、これらの規定により行われる予防接種(これらの規定によりそれぞれ指定された期日又は期間満了前三月以内に事業者等及び市町村長以外の者により行われる予防接種であつて、第二十一条の規定に基づく省令で定める技術的基準(次項において「予防接種基準」という。)に適合するもの)を受けるよう努めなければならない。

3 第十四条の規定によりツベルクリン反応検査の対象者として指定された者は、同条の規定により行われるツベルクリン反応検査(同条の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間満了の日までの間に、都道府県知事以外の者により行われるツベルクリン反応検査であつて、検査基準に適合するものを含む)を受けるよう努めるとともに、その反応が陰性であったときは、同条の規定により行われる予防接種(その反応を判定した日から二週間以内に都道府県知事以外の者により行われる予防接種であつて、予防接種基準に適合するものを含む。)を受けるよう努めなければならない。

第十八条 削除

第十九条第一項中「若しくは」を「又は」に、「行い、又は前二条の規定による証明書の提出を受けた」を「行つた」と、「且つ」を「かつ」とに改める。

第二十一条中「第十七条及び第十八条に規定する証明書の記載事項」を削る。

第三条 より「」を「第十七条第二項に規定する予防接種又は同条第三項に規定する」に改め、「(第十七条第一項の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。)又は第十八条第一項の規定により予防接種を受けた者」を削り、「(第十六条第二項及び第十九条から第六条第一項)を「第十一条第一項」に改め、同条第十九条の四までを「第十二条第二項及び第十四条から第十七条まで」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

(保健福祉事業)

第二十一条の三 国は、前条第一項に規定する検査若しくは予防接種」を削り、「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十二条の三 国は、前条第一項に規定する給付(死亡一時金及び葬祭料を除く。)の支給に係る者であつて居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関する、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図るものとする。

第五十一条中「左に」と「次に」に改め、同条第二号中「第十三条第一項又は第二項」を「第十三号第一項から第二項まで」に改める。

第五十二条第二号及び第五十四条第二号中「第十三号第一項又は第二項」を「第十三号第一項から第三項まで」に改める。

第五十五条中「左に」と「次に」に改め、同条第二号中「第十三号第一項又は第二項」を「第十三号第一項から第三項まで」に改める。

第六十二条中「三十万円」を「三十万円」に改める。

第六十三条中「左の」を「次の」に、「一萬円」を「十万円」に改め、同条第一号中「又は第十六条第一項」を削り、「者」の下に「(十六歳未満の者を次のように規定する証明書の記載事項」を削る。

第四条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の予防接種法(以下この条において「旧予防接種法」という。)第四条、第七条又は第十条の規定により予防接種を受けたものとみなされる者を含む。)は、新予防接種法第十二条第一項の規定に従う。新予防接種法第八条第一項に規定する定期の予防接種又は同項に規定する臨時予防接種を受けた者とみなす。

第五条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の結核予防法(以下この条において「旧結核予防法」という。)第十六条の規定により予防接種を受けた者(旧結核予防法第十七条第一項の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。)及び旧結核予防法第十八条第一項の規定により予防接種を受けた者は、第二条の規定による改正後の結核予防法(以下この条において「新結核予防法」という。)第二十一条の二第二項の規定による改正後の結核予防法第十七条第二項に規定する予防接種又は同条第三項に規定する予防接種を受けた者とみなす。

第六条 平成六年十月一日から平成七年三月三十日までの間は、第一条の規定による改正後の予防接種法(次条において「新予防接種法」という。)第三条第一項の規定中「前条第二項各号に掲げる疾病的うち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し」とあるのは、「前条第二項各号に掲げる疾病的うち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者に對して、政令で定める定期において」とする。

第六条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(昭和五一年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第十六条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条第二項、第十九条から第十九条の四まで」を「第十一条第二項、第十四条から第十七条まで」に改める。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第七条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第号)の一部を次のように改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

一、費用
本法施行に要する経費として、平成六年度一般会計予算に入億三千万円、労働保険特別会計雇用勘定に四億二千万円がそれぞれ計上されている。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月九日

労働大臣長 野村 五男
参議院議長 原 文兵衛殿

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部を改正する法律案

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、急速な高齢化が進展している状況の下で、高年齢者の安定した雇用を確保し、その職業生活の充実を図ることの重要性にかんがみ、六十歳未満の定年を定めることができない」とするとともに、定年後の継続雇用制度

第一章 第二章 定年の引上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進」を「第二章 継続雇用制度等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進」に改める。

第二条の五の見出しを「(定年後の継続雇用)」に改め、同条中「事業主は、」の下に「その雇用す

る」を「(定年までの)」を「第二節 事業主による高年齢退職者の再就職の援助等(第九条の三・第一条の二)」に、「第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保(第四十五条)」を「第四章の二 高年齢者職業経験活用センター(第四十四条の五)」、「第四章の五 第四十四条の七」に改める。

第一条中「定年の引上げ」を「継続雇用制度」に改める。

第二条の二 第二項中「自ら進んで、高齢期における「ため」の下に「自ら進んで、高齢期における職業生活の設計を行い、その設計に基づき」を加える。

第二条の三に次の二項を加える。

2 事業主は、その雇用する労働者が高齢期においてその意欲及び能力に応じて就業することにより職業生活の充実を図ることができるよう、その高齢期における職業生活の設計を行う機会の確保について配慮するものとする。

第二条の二第一項中「(定年までの)」を「(継続雇用制度)」に改める。

(第四十五条)

第一項中「定年の引上げ」を「継続雇用制度」に改める。

第二条の二第一項中「(定年までの)」を「(継続雇用制度)」に改める。

第五条第一号中「定年の引上げ」を「継続雇用制度の導入又は改善」に改め、同条第二号中「場合又は」を「場合」に、「場合に」を「場合又は第十四条の規定による指示を受けた場合に」に、「若しくは命令」を「命令若しくは指示」に、「同項」を「第四条の三第一項の計画若しくは第四条の六第一項」に、「当該計画」を「これらの計画」に改める。

第三章第一節中第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 公共職業安定所は、労働者がその高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするため、労働者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

第三章第二節の次に次の二節を加える。

第二節の二 高年齢者に係る労働者派遣事業の特例

項目	第四条第一項	第四条第二項	第四条第三項	第六条第一項
適用対象業務について前項の政令	次の各号のいづれかに該当する業務であつて、労働力の需要及び供給の迅速かつ確かな連絡によつて、労働者派遣労働者に従事させることができるよう、政令で定める必要があるものとして政令で定める業務	高年齢者(六十歳以上の者に限る)に係る労働力の需給の状況からみて労働者派遣による必要がある業務として労働省令で定める業務以外の業務(以下「高年齢者派遣適用対象業務」という。)につき	前項の労働省令	この法律
この法律	この法律	この法律	この法律	この法律

(労働者派遣法の特例)

第十一条の三 その事業の派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第二号の派遣労働者であつて、業として行われる労働者派遣(同条第一号の労働者派遣をいう。以下同じ。)の対象となるものに限る。以下同じ。)が高年齢者(六十歳以上上の者に限る。のみである労働者派遣事業(同条第三号の労働者派遣事業をいい、労働者派遣法第五条第一項の許可を受けて行われるもの及び労働者派遣法第十六条第一項に規定する届出書を提出して行われるものと除く。以下同じ。)に対する次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定の適用については、これら規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（労働者派遣法の特例）

第十一条の三 その事業の派遣労働者(労働者

派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第二号の派遣労働者であつて、業として行われる労働者派遣(同条第一号の労働者

第十四第二号

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第十五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第十六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第十七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第十八第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第十九第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第二十第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第二十一第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第二十二第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第二十三第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第二十四第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第二十五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第二十六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第二十七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第二十八第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第二十九第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第三十第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第三十一第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第三十二第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第三十三第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第三十四第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第三十五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第三十六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第三十七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第三十八第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第三十九第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四十第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四十一第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四十二第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四十三第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四十四第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四十五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四十六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四十七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四十八第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四十九第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第五十第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第五十一第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第五十二第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第五十三第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第五十四第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第五十五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第五十六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第五十七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第五十八第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第五十九第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第六十第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第六十一第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第六十二第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第六十三第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第六十四第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第六十五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第六十六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第六十七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第六十八第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第六十九第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第七十第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第七十一第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第七十二第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第七十三第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第七十四第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第七十五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第七十六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第七十七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第七十八第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第七十九第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第八十第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第八十一第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第八十二第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第八十三第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第八十四第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第八十五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第八十六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第八十七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第八十八第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第八十九第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第九十第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第九十一第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第九十二第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第九十三第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第九十四第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第九十五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第九十六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第九十七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第九十八第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第九十九第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百零一第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百零二第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百零三第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百零四第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百零五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百零六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百零七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百零八第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百零九第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百一〇第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百一一第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百一二第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百一三第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百一四第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百一五第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百一六第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第一百一七第二项

この法律(第三章第四節の規定を除く。)

第四章の二 高年齢者職業経験活用センター等

第一節 高年齢者職業経験活用センター

(指定)

第四十四条の二 労働大臣は、高年齢者（六十歳以上の者に限る。以下この章において同じ。）に対し、その意欲及び能力に応じ、その職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業の機会を確保し、及び提供することにより、高年齢者の再就職の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条第一項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行ふ者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他的事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

2 高年齢者職業経験活用センターは、職業安定法第三十三条第一項の規定にかかるわざ、労働省令で定めるところにより、労働大臣に届け出て、前項第三号の無料の職業紹介事業を行うことができる。

3 前項の規定による無料の職業紹介事業については、高年齢者職業経験活用センターは、高年齢者職業経験活用センターと職業安定法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長若しくは同項の規定により無料の職業紹介事業を行う者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定の実施状況と、前項の規定による届出を同条第一項の規定による届出とみなして、同条第三項、同法第三十三条の三第二項、同法第三十条第一項ただし書及び第二項、同法第四十九条第二項並びに同法第六十五条から第六十

第四十四条の三 前条の指定を受けた者（以下「高年齢者職業経験活用センター」という。）は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用に

七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、「職業安定法第三十三条の二第三項中「同項」とあり、及び同法第三十三条の三第二項中「前条第一項」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する事項に関する講習を行ふこと。

第二節 全国高年齢者職業経験活用センター

第四十四条の五 労働大臣は、高年齢者職業経験活用センターの健全な発展を図ることによる要となる事項に関する講習を行ふこと。

一 前号の高年齢者に対し、その職業生活に関する事項について相談及び助言を行うこと。

二 第一号の講習を修了した者のために、無料の職業紹介事業を行ふこと。

三 第一号の講習を修了した者のために、無料の職業紹介事業を行ふこと。

四 前号に掲げるもののほか、第一号の講習を修了した者のために、職業経験活用就業の機会を確保し、及び提供すること。

五 前各号に掲げるもののほか、高年齢者のための職業経験活用就業に関し必要な業務を行ふこと。

6 高年齢者職業経験活用センターは、第十二条の三の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第五条第一項の許可を受けて、労働者派遣事業（当該労働者派遣事業として行われる労働者派遣の対象となる派遣労働者が第一項第一号の講習を修了した者のみであるものに限る。）を行ふことができる。

（準用）

第四十四条の四 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条の規定は、高年齢者職業経験活用センターについて適用する。この場合において、第二十条第二項中「前項」とあるのは「第四十四条の二」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第四章の二」と、「第二十五条」とあるのは「第四十一条」と、「第二十五節」とあるのは「第四十一条」である。

一 高年齢者職業経験活用センターの業務に關し啓発活動を行うこと。

二 高年齢者職業経験活用センターの業務に従事する者に対する研修を行うこと。

三 高年齢者職業経験活用センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導、助成その他の援助を行うこと。

四 高年齢者職業経験活用センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びに高年齢者職業経験活用センターその他の関係者に対し提供すること。

五 前各号に掲げるもののほか、高年齢者職業経験活用センターの健全な発展を図るために必要な業務を行ふこと。

（準用）

第四十四条の七 第二十四条第二項から第四項

まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条の規定は、全国高年齢者職業経験活用センターについて適用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十二条の五」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第四章の二第二節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十二条の六」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十四条の五」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十四条の六」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第四章の二第二節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十四条の七」と読み替えるものとする。

第四十七条の見出しを「(業務)」に改め、同条第二項から第四項まで削る。

第四十八条中「及び第四十三条」を「第四十三条及び第四十四条の三第二項から第四項まで」に改め、「第四十六条」と「の下に「同項」とあるのは「同条」と、「」を加え、「第四十七条」の下に「同項」とあるのは「同条」と、「」を加え、「第四十八条」と「の下に「同項」とあるのは「第四十七条」と、「」を加え、「第四十八条」と「の下に「同項」とあるのは「第四十七条第一号」と、「同条」とあるのは「第四十七条第一号」と、「同項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四条の三第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四条の三第二項」と「」を加える。

第五十一条中「前項」とあるのは「第四十九条」と「の下に」「同項」とあるのは「同条」と「」を加える。

第五十九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十二条の五」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第四章の二第二節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十二条の六」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十四条の五」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十四条の七」と読み替えるものとする。

第四十七条の見出しを「(業務)」に改め、同条第二項から第四項まで削る。

第四十八条中「及び第四十三条」を「第四十三条及び第四十四条の三第二項から第四項まで」に改め、「第四十六条」と「の下に「同項」とあるのは「同条」と、「」を加え、「第四十七条」の下に「同項」とあるのは「同条」と、「」を加え、「第四十八条」と「の下に「同項」とあるのは「第四十七条」と、「」を加え、「第四十八条」と「の下に「同項」とあるのは「第四十七条第一号」と、「同条」とあるのは「第四十七条第一号」と、「同項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四条の三第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四条の三第二項」と「」を加える。

第五十条第二号中「第四条の二第一項の規定による要請を受けた場合」、「の規定による命令を受けた場合又は第四条の六第一項」及び「要請、命令若しくは」を削り、「第四条の三第一項の計画若しくは第四条の六第一項」を「同項」、「これら」を「当該」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律の日次の改正規定(第五章を改める部分に限る)、同法第四章の次に一章を加える規定(第四十四条の三第五項に係る部分を除く)並びに同法第四十七条、第四十八条及び第五十一条の改正規定並びに附則第五条中労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十号)第四条第四十一号の二及び第五条第五号の二の改正規定 平成六年七月一日
二 第一条のうち高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の日次の改正規定(第八条)を「第八条の二」に改める部分に限る)、同法第二条の二の改正規定、同法第一条の三に一項を加える改正規定及び同法第三章第一節中第八条の次に一条を加える改正規定 平成六年十二月一日
三 第一条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の日次の改正規定(第二節を改める部分に限る)、同法第三章第二節の次に一節を加える改正規定及び同法第四章の次に一章を加える改正規定及び同法第四章の次に一章を加える改正規定(第四十四条の三第五項に係る部分に限る)、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律セントラル」、「高年齢者職業経験活用セントラル」、「全国高年齢者職業経験活用セントラル」の下に「高年齢者職業経験活用セントラル」を加える。

第四条 第二条の規定及び附則第六条の規定 平成十年四月一日
(罰則に関する経過措置)
第六条 労働省設置法の一部を次のように改正する。
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(雇用促進事業団法の一部改正)
第三条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「定年に関する制度」を「継続雇用制度」に改める。
第五十九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第二条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号の二中「の引上げ」を「後の継続雇用制度の導入及び改善」に改める。

第四条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「及び定年の引上げ」を「並びに定年後の継続雇用制度の導入及び改善」に改める。

第一条 中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の日次の改正規定(第八条)を「第八条の二」に改める部分に限る)、同法第二条の二の改正規定、同法第一条の三に一項を加える改正規定及び同法第三章第一節中第八条の次に一条を加える改正規定 平成六年十二月一日
二 第一条のうち高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の日次の改正規定(第八条)を「第八条の二」に改める部分に限る)、同法第二条の二の改正規定、同法第一条の三に一項を加える改正規定及び同法第三章第一節中第八条の次に一条を加える改正規定 平成六年十二月一日
三 第一条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の日次の改正規定(第二節を改める部分に限る)、同法第三章第二節の次に一節を加える改正規定及び同法第四章の次に一章を加える改正規定及び同法第四章の次に一章を加える改正規定(第四十四条の三第五項に係る部分に限る)、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律セントラル」、「高年齢者職業経験活用セントラル」、「全国高年齢者職業経験活用セントラル」の下に「高年齢者職業経験活用セントラル」を加える。

第四条 第四十号中「定年の引上げ」を「継続雇用制度の導入及び改善」に改め、同法第四十一条中「計画」の下に「及び継続雇用制度の導入又は改善に関する計画」を、同法第四十号の二中「都道府県高年齢者雇用安定センター」の下に「高年齢者職業経験活用セントラル」、「全国高年齢者職業経験活用セントラル」を加える。

第五条 労働省設置法の一部を次のように改正する。
(労働省設置法の一部改正)
第一条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第六条 労働省設置法の一部を次のように改正する。
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条第五十号中「並びに定年の引上げ」を削る。

第六条 労働省設置法の一部を次のように改正する。
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条第五十号中「並びに定年の引上げ」を削る。

第六条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第七条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第八条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第九条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十一条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十二条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十三条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十四条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十五条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十六条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十七条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十八条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第三号中「の引上げ」を「後の継続雇用制度の導入又は改善」に改める。
(雇用対策法の一部改正)
第一条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「及び定年の引上げ」を「並びに定年後の継続雇用制度の導入及び改善」に改める。

審査報告書

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成六年六月九日

商工委員長 中曾根弘文
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正に対応するため、製造等の規制の対象となる特定物質を政令で定め、新たに特定物質を追加するとともに、特定物質の全廃後も特定の用途に限り例外として製造を認める措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、地球環境問題に対する国際的関心の高まり、オゾン層破壊の予想以上の進展にかんがみ、同問題の解決に向け積極的に貢献するよう努めるとともに、以下の諸点について留意すべきである。

平成六年三月二十五日

内閣総理大臣 細川 譲熙

下同じ。」を加え、同条第三項を削る。
第四条第一項ただし書を次のように改める。

一 第五条の二第一項の許可を受けた者が当該引続き金額・税制上特段の考慮を払うこと。

また、中小企業等の資金的負担にかんがみ、規制に当たっては、需給、価格動向について十分な監視を行うとともに、不当な供給制限や價格の引き上げが生じないよう適切な措置を講ずること。

二、特定物質の追加、製造量の一層の削減等製造規制に当たっては、需給、価格動向について十分な監視を行うとともに、不当な供給制限や價格の引き上げが生じないよう適切な措置を講ずること。

三、オゾン層の状況の観測、監視、保護に関する調査研究に当たっては、関係省庁、研究機関との連絡・協力を緊密にするとともに、諸外国との協調した観測・監視体制の整備、調査研究の充実強化に努めること。

また、得られた観測結果、研究上の知見については、諸外国のものも含め情報提供に努めること。

四、オゾン層の保護対策の実効性を確保するため、途上国に対する技術及び経済の援助に努めること。

第五条第一項又は第十二条第一項の確認のため、「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第二条第一項中「議定書附属書A及び附属書Bに掲げる物質」を「オゾン層を破壊する物質」に改める。

第三条第一項の「特定物質及び指定物質に」を「特定物質等に」、「特定物質及び指定物質の」を「特定物質の」に改める。

第四条第一項中「特定物質の種類」と「政令で定めるもの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「議定書附属書A及び附属書Bに掲げるグループの別とする」を「政令で定める」に改め、同項を同条第二項とし、同

第五条第一項中「その種類ごとに算定するものと」、各物質の量に議定書附属書A又は附属書Bに掲げた該物質のオゾン層破壊係数を乗じて得られる値を合計した数量」を「特定物質の量に政令で定めるオゾン層破壊係数を乗じたもの」に改め、同項を同

第六条第一項中「通商産業省令で定める地域を仕向地として」を削り、「ふう。」の下に「及びその仕向地」を加え、同条第二項中「第一項ただし書」を「第一項第四号」に、「数量以下」を「一定数量以下」に改め、「その種類ごとに」を削る。

第五条を次のように改める。

(輸出用製造数量の指定)

第六条 通商産業大臣は、前条第一項の許可をする場合には、当該許可に係る数量の全部又は一部を輸出用製造数量として指定することができる。

4 第三条第一項第一号中「消費量」の下に「(議定書)

第五条 通商産業大臣は、前条第一項の許可をする場合には、当該許可に係る数量の全部又は一部を輸出用製造数量として指定することができる。

- 2 前項の規定による輸出用製造数量の指定は、仕向地を定めて行う。
- 3 通商産業大臣は、第一項の規定による指定に係る者の申請に基づき、その指定を変更することができる。
- 4 第一項の規定による指定があつたときは、その指定に係る者は、輸出用製造数量に係る特定物質の製造においては、その製造に係る数量がその製造の時における確定輸出数量（その製造に係る特定物質（当該指定に係る種類のものに限る）であつて、通商産業省令で定めるところにより、当該規制年度において同項の指定に係る仕向地に輸出されたこと又は輸出されることが確実であることについての通商産業大臣の確認を受けたものの数量をいう。）を超えることとならないようしなければならない。
- 5 第三項の申請の手続は、通商産業省令で定めることとする。
- 第五条の次に次の二条を加える。
(特定物質ごとの製造数量の許可)
- 第五条の二 通商産業大臣は、議定書の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、第四条第一項の許可のほかに、特定物質及び規制年度ごとに、当該規制年度において製造しようとする特定物質の数量について、許可を行ふことができる。
- 2 通商産業大臣は、前項の規定による特定物質などの製造数量の許可を行おうとするときは、

- その旨を告示するものとする。
- 3 第四条第二項の規定は、第一項の許可について準用する。
- 第七条中「当該種類の」を削り、「第四条第一項」の下に「若しくは第五条の二第一項」を加え、「第五条」を「第五条第一項」に改め、「指定」の下に「若しくは同条第三項の規定による変更」を加える。
- 第八条の見出し中「許可等」を「許可」に改め、同条第一項中「許可製造者」を「第四条第一項又は第五条の二第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）に改め、「特定物質の種類ごとに」を削り、「許可製造数量」を「第四条第一項又は第五条の二第一項の許可に係る数量（以下「許可製造数量」という。）に改め、「又は第五条の規定により指定された数量（以下「輸出用製造数量」という。）の減少の指定」を削り、同条第二項第一号中「又は減少しようとする輸出用製造数量」を削り、同項第三号中「輸出予定数量」の下に「及びその仕向地」を加え、同条第三項中「同条の規定は同項の減少の指定について」を削る。

- 第九条第一項中「第四号」の下に「（第五条の二第一項）」を加え、同条第三項中「同条の規定は同項の減少の指定について」を削る。
- 2 前項の確認を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定用途に使用された数量又は使用されることが確実である数量
- 三 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所
- 四 その他通商産業省令で定める事項

- 前条第一項の確認を受けた者（以下「確認製造者」という。）は、「同条第二項第一号又は第四号」を「第十一条第二項第一号若しくは第四号、第十二条第二項第一号若しくは第四号又は前条第二項第一号若しくは第三号」に改め、同条第二項を削り、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の二条を加える。
- 第十三条 政令で定める特定物質（以下「指定特定物質」という。）を製造しようとする者は、規制年度」と、当該特定物質が当該規制年度内に使用されたこと又は使用されることが確実であることを通商産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の当該特定物質を製造することができる旨の通商産業大臣の確認を受けることができる。
- 第十四条 政令で定める特定物質（以下「指定特定物質」という。）を製造しようとする者は、規制年度」と、当該特定物質が当該規制年度内に使用されたこと又は使用されることが確実であることを通商産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の当該特定物質を製造することができる旨の通商産業大臣の確認を受けることができる。
- 第一号中「第四条第一項」の下に「若しくは同項の二第一項を、「又は」の下に「第五条第三項の規定による変更若しくは」を加え、「若しくは同項の減少の指定」を削り、同項中第三号を削り、第一号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加え号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加え
- 第一号中「第四号」の下に「（第五条の二第一項）」を加え、「第十一条第一項又は第十三条第一項」を削る。
- 第十六条第二項中「又は第十二条第一項」を「第十二条第一項又は第十三条第一項」に改め、「第十二章 特定物質及び指定物質に関する届出」を「第二章 特定物質及び指定物質に関する届出」に改める。
- 第十七条中「、その種類ごとに」を削る。
- 第十八条を次のように改める。
- （政令への委任）
- 第十八条 前条に定めるもののほか、特定物質の種類ごとの生産量及び消費量の限度を定めるに

当たり必要とされる数量その他の議定書において我が国が報告しなければならないものとされる事項を把握するために必要と認められる範囲内において、政令で、オゾン層を破壊する物質の製造数量、輸出数量又は輸入数量その他の事項の届出に關し必要な規定を設けることができ

(号外) 報

る。

「第四章 特定物質及び指定物質の排出の抑制及び使用の合理化」を「第四章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化」に改める。

第十九条中「又は指定物質を」を「特定物質以外の物質であつて政令で定めるものを含む。以下この条から第二十三条までにおいて同じ。」を「特定物質又は指定物質の」を「特定物質の」と、「特定物質又は指定物質に」を「特定物質に」に改める。

第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条中「又は指定物質」を削る。

第二十二条及び第二十三条中「及び指定物質」を削る。

第二十八条の次に次の二条を加える。

(農林水産大臣との協議)

第二十一条第一項並びに第二十一条中「又は指定物質」を削る。

第二十二条及び第二十三条中「及び指定物質」を削る。

一 政令で定める特定物質を含む種類の特定物質の製造についての第四条第一項の許可をしようとするとき。

二 前号の許可に係る数量について、第五条第

一項の規定による指定をし、又は同条第三項

の規定によりこれを変更しようとするとき。

三 第一号の政令で定める特定物質の製造についての第五条の二第一項の許可をしようとするとき。

四 第一号又は前号の許可に係る数量について、第八条第一項の増加の許可をし、又は第

十六条第一項の規定による削減若しくは同条

第二項の規定による減少の処分をしようとするとき。

五 第一号又は第三号の許可について、第十条第一項の規定により条件を付し、若しくは

これを変更し、又は第十六条第一項の規定による取消しをしようとするとき。

六 環境庁長官及び通商産業大臣は、排出抑制・使用合理化指針を定めようとするときは、前項

第一号の政令で定める特定物質に係る事項に関し、農林水産大臣と協議しなければならない。

第二十九条の見出しを「経過措置」に改め、同

条第一項を削る。

第三十条中「第十四条」を「第五条第四項」に改めること。

第三十一条第一号中「又は第十八条」を削る。

第三十二条中「第十二条第一項(同条第二項)において準用する場合を含む。」を「第十四条」に改めること。

第三十四条 第十八条の規定に基づく政令には、その政令の規定に違反した者を二十万円以下の罰金に処する旨の規定及び法人の代表者又は法

人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者の規定によりこれを変更しようとするとき。

がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その

法人又は人に対して各本条の刑を科する旨の規定を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三条 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二百四十八条のうち、特定物質の規制等に

よるオゾン層の保護に関する法律第二十七条の改正規定中「第十六条第一項から第三項まで」を「第十六条」に改める。

第二十一条第一項「又は第十八条」を削る。

第二十二条第一項「第十二条第一項(同条第二項)において準用する場合を含む。」を「第十四条」に改めること。

第三十四条 第十八条の規定に基づく政令には、右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月十日

通信委員長 森 嘉子

参議院議長 原 文兵衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、有線放送を含めた放送に関する国民の需要の多様化に伴い各々の放送においてその特色を生かした放送番組の放送が行われることの重要性が増大していることにかんがみ、放送番組素材利用促進事業の推進に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について

定めるとともに、通信・放送機器の業務に放送番組素材利用促進事業の実施を推進するための措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

第二百四十八条のうち、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二十七条の改正規定中「第十六条第一項から第三項まで」を「第十六条」に改めること。

本法施行に要する経費として、平成六年度産業投資特別会計に通信・放送機器に対する出資金として四億円が計上されている。

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、放送（有線放送を含む。以下この条において同じ。）に関する国民の需要の多様化に伴い各々の放送においてその特色を生かした放送番組の放送が行われることの重要性が増大していることから、多様な放送番組の制作に資する放送番組素材利用促進事業を推進するための措置を講じ、もって放送の発達及び普及に寄与することを目的とする。（用語の意義）

第二条 この法律において「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいい、「有線放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいい、「放送番組」とは、放送及び有線放送の放送番組をいう。

2 この法律において「素材影像等」とは、録画され、若しくは写真（写真の複製物を含む。）に記録された影像又は録音された音響をいう。

3 この法律において「放送番組素材」とは、素材

映像等であつて、放送番組の素材として用いられることにより多様な放送番組の制作に相当程度寄与すると見込まれるものをいう。

4 この法律において「放送番組素材利用促進事業」とは、次に掲げる業務のすべてを行う事業であつて、放送番組素材の保管に必要な設備そ

の他の設備を備える施設を整備してこれらの業務を行い、かつ、放送番組素材の収集及び制作の基準（以下この項において単に「基準」という。）に関する事項を審議するための学識経験を有する者をもつて組織する機関を置き、その審議を経て基準を定め、これに従つて放送番組素材の収集及び制作の業務を行うものをいう。

5 放送番組素材利用促進事業の実施方法に関する事項

6 その他の放送番組素材利用促進事業の実施に際し配慮すべき重要な事項

7 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

8 放送番組素材利用促進事業の実施に必要な要件に関する事項

9 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

10 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

11 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

12 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

13 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

14 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

15 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

16 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

17 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

18 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

19 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

20 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

21 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

22 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

23 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

24 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

25 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

26 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

27 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

28 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

29 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

30 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

31 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

32 放送番組素材利用促進事業の実施に関する事項

二 放送番組素材利用促進事業を実施する者の要件に関する事項

六 放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

三 前条第四項に規定する機関に関する事項

3 郵政大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が基本指針に照らし実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

四 放送番組素材利用促進事業の内容（整備に係る施設を含む。）に関する事項

合において、その実施計画が基本指針に照らし実施される見込みがあると認めるときは、同

五 放送番組素材利用促進事業の実施方法に関する事項

6 放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

三 前条第四項に規定する機関に関する事項

3 郵政大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が基本指針に照らし実施される見込みがあると認めるときは、同

四 放送番組素材利用促進事業の内容（整備に係る施設を含む。）に関する事項

6 放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

一 認定計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の委託に附帯する業務を行うこと。
(業務の委託等)

第七条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（出資の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

二 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

三 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

四 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣（研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣）」であるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務に係る業務の状況」と読み替えるものとする。
(機構法の適用)

第八条 第六条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法（以下「放送番組素材利用促進法」という。）

第六条に規定する業務（以下「両出資業務」という。）と、同条第三項中「又は」とあるのは「放送番組素材利用促進法第六条に規定する業務に必要な資金又は」と、機構法第十七条第二項、

第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「両出資業務」と、機構法第三十一条第一項中「研究開発出資業務及び放送番組素材利用促進法第六条に規定する業務（以下「研究開発出資業務等」という。）と、機構法第三十二条、第三十三条の二、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第一号中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び放送番組素材利用促進法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は放送番組素材利用促進法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可（研究開発出資業務）」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可（両出資業務に係るもの）を除く。」、第二十八条第二項の規定による認可（研究開発出資業務に係るもの）を除く。」と、同

項第二号中「部分」とあるのは「部分（放送番組素材利用促進法第六条に規定する業務に係る部分を除く。）」と、機構法第四十五条第三号中「第二

十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び放送番組素材利用促進法第六条」とする。

第十九条第一項」とあるのは「第二十八号第一項」とあるのは「第二十八号第一項」とする。

第十九条第一項」とあるのは「第二十八号第一項」とする。

第十九号から第七十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六十九号から第七十三号を第七十四号とし、第六

四四号の一部を次のように改正する。

第四条中第七十三号を第七十四号とし、第六

四四号の一部を次のように改正する。

第十二条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、

その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十二条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（この法律の廃止）
(この法律の廃止)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
(罰則に関する経過措置)

第四条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第七十三号を第七十四号とし、第六

四四号から第七十二号までを一号ずつ繰り下

げ、第六十九号の次に次の一号を加える。

六十九 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法（平成六年法律第二百四十五号）の施行に関する法律

第五条中第二十二号の二十四を第二十一号の二十五とし、第二十一号の二十一から第二十一号の二十三までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の二十の次に次の一号を加える。

二十二 第二十一 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項中「第七十二号」を「第七十三号」に改め、同条第六項中「第六十九号」を「第七十

号」に、「第七十一号及び第七十二号」を「第七十

二号及び第七十三号」に改め、同条第八項中「第

七十三号」を「第七十四号」に改める。

審査報告書

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成六年六月十日

運輸委員長 和田 教美

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、首都圏を始めとする大都市圏における通勤・通学時の鉄道の混雑事が、鉄道事業者の輸送力増強努力にもかかわらず、首都圏で平均でも二百パーセントを超えるなど、いまだ高い水準にあり、この通勤ラッシュの緩和が社会的に強く要請されていることから、都市鉄道の計画的な輸送力の増強をさらに一層促進するため、本法律の対象となる工事に一定の鉄道新線の建設工事を追加する等制度の拡充を図るための所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。次に次の一号を加える。

五 当該整備事業計画に記載された積立割合が

平成六年六月七日

衆議院議長 上井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

整備事業計画の実施に伴う鉄道事業者及び鉄

道利用者の負担の程度を勘案して政令で定めること。

第三条第六項ただし書中「ただし」の下に「、第

二項第二号の規定については、天災その他やむを得ない事由により整備事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された特定都市鉄道工事に係る施設を當該整備事業計画の期間内に事業の用に供することができない場合には準用せず、また」を加え

第一条中「平準化する」を「平準化し」、及びその負担を軽減するに改める。

第二条第二項第一号中「都市鉄道に」を「都市鉄道の新線を建設する工事であつて当該新線を建設する鉄道事業者（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）以下「法」という。）第二条第二項に規定する第一種鉄道事業以下「鉄道事業」という。）を営む者をいう。以下同じ。）が営業する既設の鉄

道の路線の利用者の利便の向上に著しい効果を有するものとして政令で定める工事、都市鉄道に」に改める。

第六条第一項中「各事業年度（）の下に「整備事業計画の期間の開始の日から起算して十年を経過する日の属する事業年度の翌事業年度以後の各事業年度その他」を加え、「の実施に伴う鉄道事業者及び鉄道利用者の負担の程度を勘案して政令で定める割合」を「に記載された積立割合」に改める。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
2 この法律の施行前にこの法律による改正前の

特定都市鉄道整備促進特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項の規定により認定を受けた特定都市鉄道整備事業計画（同条第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）については、この法律の施行の日以後は、当該特定都市鉄道整備事業計画に係る旧

法第六条第一項に規定する割合を、当該特定都市鉄道整備事業計画に記載されたこの法律によ

る改正後の特定都市鉄道整備促進特別措置法（以下「新法」という。）第三条第一項第四号に規定する積立割合とみなして、新法の規定を適用する。

規定期により特定都市鉄道整備事業計画の認定を受けている鉄道事業者に対する新法第十一條第一項の規定による認定の取消しについては、なお

の法律の施行前に生じた事由については、なお

一項の規定による認定の取消しについては、なお

の法律の施行前に生じた事由については、なお

従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五百二十六回国会参議院会議録第十号中正誤表
第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の合」といふ。）
四 第六条第一項の規定により特定都市鉄道整備積立金として積み立てる割合（以下「積立割合」といふ。）
第五 国産材をベースとした木材の的確な需給見通しを作成・公表するなど、木材の需給の調整と価格の安定のために積極的に努めること。

官 報 (号 外)

平成六年六月十日 参議院会議録第二十一号

明治二十二年五月三十日可

発行所
虎ノ門二丁目二番四号 東京都港区
大蔵省印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
配本 10円
送別料 10円